## 【参考】文字列の類似に関する判断基準

本資料では、文字列の類似に関する判断基準の参考として、商標審査基準の例を示す。

商標登録における「類似」に関する判断基準の例

- 1. 商標の外観、呼称および概念から総合的に判断する。
- 2. 商標が使用される商品などの主な需要者層(たとえば、専門家、老人、子どもなど)が通常有する注意力を基準として判断する。
- 3. 文字商標に振り仮名をつける場合は、漢字から生ずる他の自然な呼称と類似する。(「紅梅」「ベニウメ」と「紅梅」「コウバイ」)
- 4. 長い名称でその一部分に簡略化される可能性がある場合は、原則として簡略 化される可能性がある部分のみからなる商標と類似する。 (「chrysanthemumbluesky」と「クリサンシマム」又は「プルースカイ」)
- 5. 需要者の間に広く認識された他人の商標( )に文字列や図形などを結合したものはその他人の商標と類似する。

最終消費者に広く認識されたものだけはなく、取引者間や一地方において広く認識された商標も含む。

参考:特許庁Webサイト 商標審査基準 (http://www.jpo.go.jp/indexj.htm)

-----

- 基準に従った厳正な判断を行うには、大きなコストがかかる

<sup>\*</sup> 考慮点